

3-1 廃棄物

(1) 現状と課題

1 廃棄物処理

本市におけるこれまでの廃棄物処理は、生活様式の変化などに伴い増加してきましたが、容器包装リサイクル法の施行に伴い、資源ごみの再資源化を推進するとともに、平成20年10月から実施したごみ処理有料化により、可燃ごみの総排出量が大幅に減量化されました。

今後は、平成28年3月に改定した「一般廃棄物処理基本計画」を推進し、資源*循環型社会を構築するために、減量化された水準を維持しつつ、更なるごみの減量化・再資源化に向け、分別の徹底や3Rの推進について積極的な広報、啓発を行っていく必要があります。

2 散乱ごみ・不法投棄

散乱ごみについては、平成8年10月から施行された「伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づき、啓発やパトロール等を実施するとともに、美化推進班を組織し市内の散乱ごみ回収を行うなど、環境美化に努めてきました。

しかしながら、山間部などを中心に、依然として不法投棄が見られることから、パトロールの強化や看板の設置など、関係機関と連携しながら不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。

(2) 環境目標

ごみを減らし、リサイクルを進める

(3) 環境目標に対する指標

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
一人一日当たりのごみ排出量	1,300g	1,262g	1,240g
*一般廃棄物の総排出量に対するリサイクル率	19.6%	22.2%	22.8%
市補助制度の家庭用生ごみ処理機器設置世帯数	1,542世帯	2,237世帯	2,399世帯

(4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 ごみの減量・再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、新たな分別品目の追加や分別方法の周知徹底など、啓発、教育、指導活動等を実施し、ごみの排出抑制及び資源化を推進します。 ・コンポスト、電動式生ごみ処理機の設置に対する補助制度及び資源ごみ集団回収に対する報奨制度等を継続し、ごみの排出抑制・再資源化を図ります。 ・多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの発生・排出抑制の指導を行うとともに、排出量に応じた料金の徴収を実施します。 ・剪定枝のチップ化などを検討し、ごみの減量化・再資源化に努めます。
2 ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの適正処理を推進します。 ・*産業廃棄物については、県と連携して、再資源化が行われるよう指導します。
3 ごみ不法投棄等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止の啓発活動を行い、市民、観光客の美化意識の向上を図ります。 ・ポイ捨て防止パトロールの強化や、市民、警察等の関係機関と連携し、不法投棄の未然防止に取り組みます。 ・地域住民やボランティア団体が行う美化活動に協力します。 ・土地所有者や管理者に対して、自主的に不法投棄防止対策を行うよう啓発に努め、また、不法投棄防止のための立看板の提供などの支援をします。

(5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	再生品の使用・ごみの抑制・生ごみの水切り・コンポストの使用・資源ごみの分別・不法投棄の監視・エコショッピング
事業者	再生品の使用・ごみの抑制・生ごみの水切り・資源ごみの分別・プラスチック容器使用の抑制・リターナブル容器の使用
滞在者	再生品の使用・ごみの抑制・生ごみの水切り 資源ごみの分別・エコショッピング

3-2 資源・エネルギー

(1) 現状と課題

1 東日本大震災後のエネルギー

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後は、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済構造やライフスタイルの見直しをはじめ、原子力エネルギーへの依存が社会的な課題となっています。太陽光・風力・バイオマス・水力・地熱エネルギーなど、環境への負荷が少なく枯渇の心配がない再生可能エネルギーの有効利用が求められています。

2 再生可能エネルギーと自然環境との調和

新エネルギー推進の観点から積極的に再生可能エネルギーの普及・導入を推進する必要性は高い一方で、大規模な太陽光発電施設等の設置については、自然環境や風致景観の保護及び生物多様性の確保を通じ、市民全体の財産として守られる場所であることに鑑み、導入に当たっては自然環境との調和が図られる必要があります。

3 水資源

本市の水道水源は、湧水、地下水、伊東大川の表流水、奥野ダムの湖沼水です。

本市は観光地であり多数の観光客を受け入れることから、同規模の自治体に比べ配水量は多い傾向にあります。

平成元年に制定した伊東市水道水源保護条例に基づいて水源の水質保全に取り組んでおり、あわせて、水量の確保や水資源の有効活用も図る必要があります。

(2) 環境目標

資源を有効利用し、環境への負荷を減らす

(3) 環境目標に対する指標

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
太陽光発電システム設置世帯数	730世帯	1,750世帯	2,500世帯

(4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 エネルギーの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及啓発に努めます。 ・省エネルギー型の生活や事業活動の工夫について、意識の啓発に努めます。 ・市の公共施設の整備等に当たっては、省エネルギー型の設備・機器や再生可能エネルギー発電などの優先的な導入に努めます。 ・エネルギー利用効率の高い輸送交通手段や*コージェネレーション、再生可能エネルギーの活用に関する普及啓発に努めます。
2 水資源の保全と有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等により発生する水問題に対しては、的確な情報収集や監視体制のもとに水質管理を徹底します。 ・伊東市水道水源保護条例の適正な運用を図り、その他の水源についても水質の保護に努めます。 ・限りある水資源の大切さを呼びかけ、節水意識の高揚を図ります。 ・*水源の涵養となる森林や表土の保全に努めます。

(5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	再生可能エネルギーの導入・水資源の節約 冷暖房の適切な温度設定・水源地の保全
事業者	再生可能エネルギーの導入・水資源の節約 冷暖房の適切な温度設定・エネルギー効率の促進
滞在者	水資源の節約・水源地の保全

3-3 地球環境

(1) 現状と課題

本計画策定に当たって平成24年度に実施した環境意識調査の結果によると、「地球の温暖化」について、興味があると回答した人の割合は前回の調査から3ポイントほど増加し、関心が高まっていると考えられます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成13年度に「伊東市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、公用車の低公害車や無公害車への更新を実施する等、エネルギー使用量の削減、*温室効果ガスの排出抑制に取り組み、地球温暖化防止活動を推進しています。

国は、新たな「地球温暖化対策計画」を2016年5月に閣議決定し、2030年度の温室効果ガスの総排出量の削減目標を、2013年度比で26.0%削減する目標を掲げました。この目標を達成するためには、市民・事業者の協力が必要不可欠です。そのため、市民・事業者に対し、温室効果ガスの抑制についての普及、啓発が必要です。また、地球環境の保護をするため、その他の環境問題についても同様に啓発に取り組むことが必要です。

(2) 環境目標

地球環境への影響を認識し、伊東から貢献する

(3) 環境目標に対する指標

指標	現状 (H23)	目標値 (H29)	目標値 (H34)
伊東市役所の温室効果ガス総排出量	13,423 t-CO ₂	12,750 t-CO ₂	11,181 t-CO ₂

(4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 地球温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、*フロンガスなど温室効果ガスの削減に向けての情報提供と啓発に努めます。 ・公共交通機関の利用、低公害車の導入、エコドライブ等の普及啓発に努めます。 ・二酸化炭素吸収源としての森林の保全を図るため、間伐や植栽を推進します。
2 その他地球環境問題対策	<ul style="list-style-type: none"> ・*オゾン層破壊の原因物質であるフロン類の放出を抑えるため、不要となったフロン類の回収やノンフロン製品の選択などのオゾン層保護・フロン対策など、地球環境問題に関する情報提供と啓発に努めます。 ・*酸性雨対策の一環として、酸性雨のモニタリング調査の実施を検討します。 ・公共事業における熱帯林材を用いた資材や備品の使用削減に努め、森林保護に努めます。

(5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	省エネルギーに努めること・緑地の保全・緑化運動
事業者	省エネルギーに努めること・緑地の保全・緑化運動 環境に関する国際協力活動への貢献・フロンガス対策
滞在者	省エネルギーに努めること・緑地の保全